

近畿地方整備局オープンカウンター方式（試行）実施要領

（定義）

第1条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）が見積り依頼の相手方を選定せず、参加を希望する者から提出される見積書により見積り合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第2条 本要領は予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号から第7号までに規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。
（工事、コンサルタント業務は除く。）

（参加資格）

第3条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積り合わせに参加できる者は以下の資格を有している者であること。

- 一 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、競争参加を希望する地域を「近畿地域」（契約担当官等により「東海・北陸地域」を加える場合もある）として競争参加資格を有している者又は当該競争参加資格を有しない者にあつては見積書提出期限までに競争参加資格の認定を受けていることを証明できる者であること。
なお、競争参加資格の種類については、見積り依頼書毎に契約担当官等が定める。
- 三 見積り合わせの時に近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 五 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 六 見積書を提出しようとする案件の仕様書等を発注者（（分任）支出負担行為担当官）から直接交付を受けた者であること。

（見積り依頼の方法等）

第4条 オープンカウンター方式に基づく見積りに関する諸条件は以下のとおりとする

- 一 オープンカウンター方式により少額随意契約を行う場合は、見積り依頼書（様式①）を発注事務所等のホームページへの掲載を行うことをもって見積り依頼とする。
- 二 見積りに関する諸条件は、見積り依頼書（様式①）、仕様書、数量総括表、図面（以下、「仕様書等」という。）により提示することとする。
- 三 仕様書等の交付を申請するときは、見積り依頼書に記載のメールアドレスに仕様書等交付申請書（兼：受領書）（様式②）に必要事項を記載したうえで送付すること。

仕様書等は（様式②）に記載されているメールアドレスに送付をする。
仕様書等を受領した際は、（様式②）に記載のとおり受領確認を行うこと。
メール以外の資料交付を希望する場合は、発注者に問合せをおこなうこと。

（見積り等）

第5条 見積書を郵便（書留郵便に限る）若しくは信書便（見積書の提出期限までに到達するものに限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒に見積者の商号又は名称、見積件名及び見積日時を記載して、支出負担行為担当官宛の親展で提出しなければならない。

（見積り合わせの結果の公表）

第6条 見積り合わせの結果は、当該発注事務所等調達機関にて事務所等ホームページで公開する。

（見積心得）

第7条 本実施要領に定めのないその他の取扱いについては、近畿地方整備局随意契約見積心得によるものとする。なお、近畿地方整備局随意契約見積心得は下記URLにて公開しているので、見積参加者は熟読の上見積すること。

https://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/sankasya/contract_etc/index.html